

2 都市景観

～歴史・文化・みどりにより風格ある都市景観が醸成されたまち

<A 基本計画の目標>

豊かな自然環境と歴史的遺産等が融和した古都にふさわしい都市景観の形成をめざします。
 都市の歴史を彷彿させ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成をめざします。
 地域の貴重な景観資源の保全とともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観形成をめざします。
 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観の形成をめざします。
 市民・事業者・NPO等との協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりを積極的に推進します。

<B 目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H19	H20	H21	H22	トレンド
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	56.6 %	55.2 %	59.5 %	62.2 %	63.9 %	↗

<C 目標達成に向けた22年度の実績と自己評価>

自己評価

【まちづくり政策部】

※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 平成20年3月に景観地区を指定後、さらに質の高いまち並みづくり等のきめ細かいルールづくりを行い、地域ごとの個性豊かな景観形成のため、北鎌倉東地区の住民から北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書が提出されました。現在、その内容に基づく都市計画変更の実現に向けて、関係者との慎重な調整が必要不可欠であることから、権利者及び地元住民に対して十分な理解が得られるよう進めています。	○
※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 地区計画の策定に関する相談が2箇所(十二所、寺分)あり、都市計画決定の実現に向けて検討・調整を進めています。	○
※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 良好なまちづくりを自主的に考えている2地区において、説明会等を開催し、目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて理解を深めた結果、「鎌倉塔之辻地区」及び「緑と風、由比ガ浜まちづくり地区」として自主まちづくり計画の提案がなされました。	◎

【景観部】

<p>※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 県内初の景観法に基づく景観整備機構(一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワーク)を指定しました(指定日は平成23年4月1日)。これにより、市と機構が連携することで、より市民に身近な景観形成に取り組む体制を整えました。</p>	◎
<p>※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 景観重要建築物等として新たに1件(極楽洞)を指定し、これに合わせて景観資源を紹介する親子景観セミナーを実施したほか、第4回景観づくり賞を樹木をテーマに実施し、12件を選考し、表彰イベントを行うなど、景観意識の向上を目指し普及啓発事業を実施しました。</p>	◎
<p>※この分野の目標達成のために取組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 旧華頂宮邸の活用の基本方針を検討するため、市民参加による旧華頂宮邸活用検討協議会を開催し、市民の幅広い意見を聴きました。(平成24年3月まで開催、市長へ提言する予定)</p>	◎

前年度当初目標に対し、◎=80%以上○=50%以上△=30%以上×=30%未満

<D 前回の市民評価委員会などからの指摘への対応状況>

市民評価委員会などからの指摘

指摘等に対する改善策・対応など

【まちづくり政策部】

・景観意識の浸透率が低水準であり、継続的な取り組みが求められる。



都市計画決定された高度地区・景観地区については、継続してパンフレットの配布やホームページでの情報提供を行い、周知を図ります。

【景観部】

・景観意識の浸透率が低水準であり、継続的な取り組みが求められる。



景観計画の策定や景観地区の指定により景観法に基づく制度を整え、各種手続きを通じた市民の景観意識の醸成を図っています。また、景観づくり賞や親子景観セミナー、出前講座などの普及啓発事業にも継続的に取り組んでいます。

・屋外広告物の規制に関しては、毎年どのような普及啓発活動を行っているのかを表示し、目標指数としては未申請物件数より、事業者に対する規制の普及率の増加にしたいが、成果がわかりやすいのではないかと。

県下一斉の除却キャンペーンのほか、本市独自でも除却キャンペーンを行っています。屋外広告物については、単なる規制だけでなく、質を高めることも重要であり、引き続きこれらの普及啓発を通じて、市民、事業者の意識醸成を図っていくとともに、わかりやすい目標指標についても検討していきます。

<E 22年度未達成事業の課題・問題点など>

【まちづくり政策部】

なし

※未達成の理由<支障となった理由>

【景観部】

北鎌倉東地区景観形成協議会からの都市計画提案をもとに都市計画決定をめざすためには、関係権利者等の十分な理解も必要です。また、その他の地区においても、特定地区計画の策定に向けた取り組んでいくためには、地域住民の熱意だけでなく地権者等の理解と協力が必要です。

屋外広告物の未申請物件については、引き続き未申請物件の減少に努めていきますが、個々の屋外広告物の掲出者に対しては屋外広告物制度の趣旨を説明して十分な理解を求めることが、広く事業者の意識の醸成を図ることにつながるため、広告掲出者の十分な意識啓発を図っていくことが重要です。

※未達成の理由<支障となった理由>

関係権利者等との合意形成を慎重に進める必要がある。

<F 今後の展開(取組方針)>

【まちづくり政策部】

北鎌倉景観地区に対する都市計画提案書に関しては、都市計画変更の実現に向けて関係者の十分な理解が得られるよう慎重に対応していきます。関係者との調整が整い次第、都市計画変更に向けた一連の都市計画手続を進めていきます。

地区計画や自主まちづくり計画の策定等に当たっては、今後も説明会等の開催を行い、地区住民の目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて一層の理解を深めてもらうよう努力していきます。特に地区計画の策定については、目標指標である平成27年度13地区を目指し、積極的な取組を行います。

【景観部】

景観法に基づく届出制度及び認定制度を着実に運用し、景観づくり賞や景観セミナー等の普及・啓発事業を行うとともに、景観整備機構とも連携しながら、地域特性に応じた景観形成を推進します。

屋外広告物については単なる規制だけでなく、質を高めることも重要であることから、引き続き除却キャンペーン等の普及啓発を通じて、市民、事業者の意識醸成を図っていくとともに、条例制定に向けた調査検討を行っていきます。

<G 実績指標：事業ごとの進捗を示す代表的な指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H19	H20	H21	H22	H22年度 目標値	H27年度 目標値
景観形成のルールを定めている地区の面積(+)	景観計画(全市域対象)に詳細なルールを定めている地区、景観法による景観地区の合計面積	0 ha	252 ha	252 ha	252 ha	252 ha	272 ha	371 ha
都市計画法による地区計画の箇所数(+)	都市計画法による地区計画を定めた地区の合計数	8 地区	8 地区	8 地区	8 地区	8 地区	10 地区	13 地区
屋外広告物の未申請物件数(-)	屋外広告物法に基づく未申請物件数	/	181 件	180 件	145 件	134 件	143 件	87 件
景観意識の浸透率(+)	鎌倉らしい景観に関心を持ち、行動している市民の割合	18.2 %	18.2 %	16.1 %	17.1 %	14.9 %	28 %	38 %

<H 事業コスト総額>

分野別事業費		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施策コスト	決算値 (A)	25,438千円	33,363千円	23,392千円					
	(国・県)	190千円	8,896千円	160千円					
	(負担金等)	3,100千円	2,268千円	1,681千円					
	(一般財源)	22,148千円	22,199千円	21,551千円					
	人員配置数	13.4人	14.0人	14.0人					
	人件費 (B)	124,835千円	125,900千円	123,125千円					
	総事業費(A+B)	150,273千円	159,263千円	146,517千円					
	対前年比	/	106.0%	92.0%					

鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



評価できるところ

- ・自主まちづくり計画が新たに2件提案された。市職員が計画策定に協力し専門家派遣の支援もした。自主まちづくり計画は地域のルールや考え方を地域住民が定めるものであり、各地区の主体性と一体感を高める上で重要なものである。
- ・急速な進展は望めないにしても、景観法に基づく景観整備機構(ひと・まち鎌倉ネットワーク)の指定や「鎌倉塔之辻自治会」、「緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会」に自主まちづくり計画が提案される等、都市景観への潮流がみられる。
- ・景観づくり賞や親子景観セミナー、出前講座など、普及啓発事業の継続的な取り組みを行っている姿勢は評価できる。



課題・提言

- ・景観地区等の景観法各制度の市民等への効果的な周知、普及、啓発のために、普及啓発活動が行われており、さらに市民の認知が高まると良い。
- ・地区計画や自主まちづくり計画の策定等にあたって、今後も説明会等の開催、地区住民の目指すべきまちづくりの方向性や具体的なルールについて一層の理解を深めていく必要がある。
- ・駐車場や屋外看板の環境への配慮など、民間側への景観対策誘導を効果的に進め、古都にふさわしい景観形成をめざすよう、官民の協力がさらに求められる。
- ・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要。
- ・屋外広告物の規制に関して、わかりやすい目標指標が欲しい。
- ・鎌倉地域に景観地域の先進モデルとしての風格・品格を望みたい。